

名家連ニュース

令和2年11月28日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 766 号



12月3日～9日は障害者週間です。



名古屋市と障害者と市民のつどい実行委員会は、毎年、障害者週間に記念事業を実施しています。今年はコロナ禍により、「中区役所ホール」でのイベントは実施しません。その代わりに、ウィズコロナ時代の障害者の暮らしをみんなで考えるために、YouTubeでショートムービーを配信します。合計10本が配信される予定です。そのうち5本(下記の第1話～第5話)は、12月3日に配信が開始されます。残りの5本は12月17日以降に配信される予定です。次ページのチラシをご参照ください。本企画に応募いただいた方々、撮影・取材に応じてくださった方々に感謝申し上げます。

- 第1話「重度障害者の妹に感謝」
- 第2話「障害とともに地域で生きる」
- 第3話「精神障害者に理解を」
- 第4話「スポーツで心身を健康に」
- 第5話「オムツを替えたいだけなのに」



障害者週間とは



〇趣旨



「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開します。

〇経緯



12月9日は、昭和50年(1975年)に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日であり、国際障害者年を記念して、昭和56年11月28日に国際障害者年推進本部が12月9日を「障害者の日」とすることに決定しました。その後、平成5年11月に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められた際に、12月9日を「障害者の日」とすることが法律にも規定されました。

一方、12月3日は、昭和57年(1982年)に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日であり、これを記念して平成4年(1992年)の第47回国連総会において、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されています。

「国際障害者デー」である12月3日から我が国の「障害者の日」である12月9日までの1週間については、平成7年6月27日に障害者施策推進本部が「障害者週間」とすることを決定しています。

平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者の日」は「障害者週間」へと拡大され、これまで障害者施策推進本部決定で設定されていた「障害者週間」も法律に基づくものとなりました。

12月3～9日は障害者週間です。

今年は「つどい」ませんが…

※「中区役所ホール」での
イベントは実施しません。

ウィズコロナ時代の障害者の 暮らしをみんなで考えましょう



障害によって様々な困りごとやエピソードをショートムービーで配信します！

令和2年12月3日（木）～順次配信開始

主催 名古屋市・障害者と市民のつどい実行委員会

おといあわせ 名古屋市身体障害者福祉連合会 名身連事務局

TEL(でんわ) 052-682-0878 FAX(ファクス) 052-671-3124

